

【Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認書類（本人の番号確認書類+代理人の身元確認書類+代理権の確認書類）】※住民税申告書を提出する場合

	申告者本人の 番号確認書類	代理人の身元確認書類		代理権の確認書類
		1点でよいもの	2点必要なもの	
対面・郵送（※1）	<p>《以下のいずれか》</p> <p>個人番号カード、通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって個人番号が記載されたものまたはこれらの写し</p>	<p>①《代理人が個人の場合は、以下のいずれか》</p> <p>代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、顔写真付き資格証明書（※2）、戦傷病者手帳</p> <p>②《代理人が法人の場合は、以下の2点》</p> <p>法人との関係を証する書類1点（社員証）および官公署発行書類で発行または領収の日から6ヶ月以内のもの1点（登記事項証明書、印鑑登録証明書、地方税等の領収書等（地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書））</p> <p>《①および②が困難であると認められる場合で、代理人が税理士（法人）の場合》</p> <p>税理士名簿等（租税に関する事務に限る）</p>	<p>②《代理人が個人の場合で、①が困難であると認められる場合は、以下のいずれかの書類を2つ以上》</p> <p>公的医療保険の被保険者証（※3）、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、顔写真の付かない学生証、顔写真の付かない身分証明書、顔写真の付かない社員証、顔写真の付かない資格証明書（生活保護受給者証、恩給等の証書など）、本人交付用税務書類（※4）</p> <p>【次の書類は、領収または発行・発給の日から6ヶ月以内のもの】</p> <p>地方税等の領収書等（地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書）、写真なし公的書類（印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳）</p>	<p>《代理人が税理士以外の場合》</p> <p>法定代理人の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状</p> <p>《代理人が税理士の場合》</p> <p>税務代理権限証書</p>

- ※1 郵送の場合は、書類またはその写しを提出してください（連絡所に提出する場合も郵送と同じ扱いとなります）。
- ※2 顔写真付き資格証明書とは、船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）などです。
- ※3 公的医療保険の被保険者証とは、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証です。
- ※4 本人交付用税務書類とは、納税義務者に交付する特別徴収税額通知書（給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書）、退職所得の特別徴収票、納税通知書、源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）、支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）、特定口座年間取引報告書です。
- ※5 いずれの書類も、氏名および生年月日または住所（法人の場合は、法人の商号または名称および本店または主たる事務所の所在地）の記載があり、提示時に有効なものに限ります。